障害者雇用マニュアルＱ＆Ａでご紹介しました事例はすべて、障害者働き・暮らし応援センターが関わった事例をもとに作成しました。ここでは「働き・暮らし応援センターってどんなところ？」をご紹介させていただきます。
各センターの連絡先は86ページを参照して下さい。

働き・暮らし応援センターについて

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、働き・暮らし応援センターが設置されています。

各地域ごとに、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズを結びつける取り組みを進めるとともに、実習の実施、職場の定着、就労にともなう生活のサポート等を関係機関と連携して実施します。

各働き・暮らし応援センターには、「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、企業の方からの問い合わせやご相談、また障害のある人ご自身やご家族からのご相談に応じ、ハローワークや行政、障害者職業センター、福祉施設、特別支援学校など関係機関と連携してサポートします。

「こんな場合はどこに相談したらいいの？」そんなとき、働き・暮らし応援センターにご連絡ください。

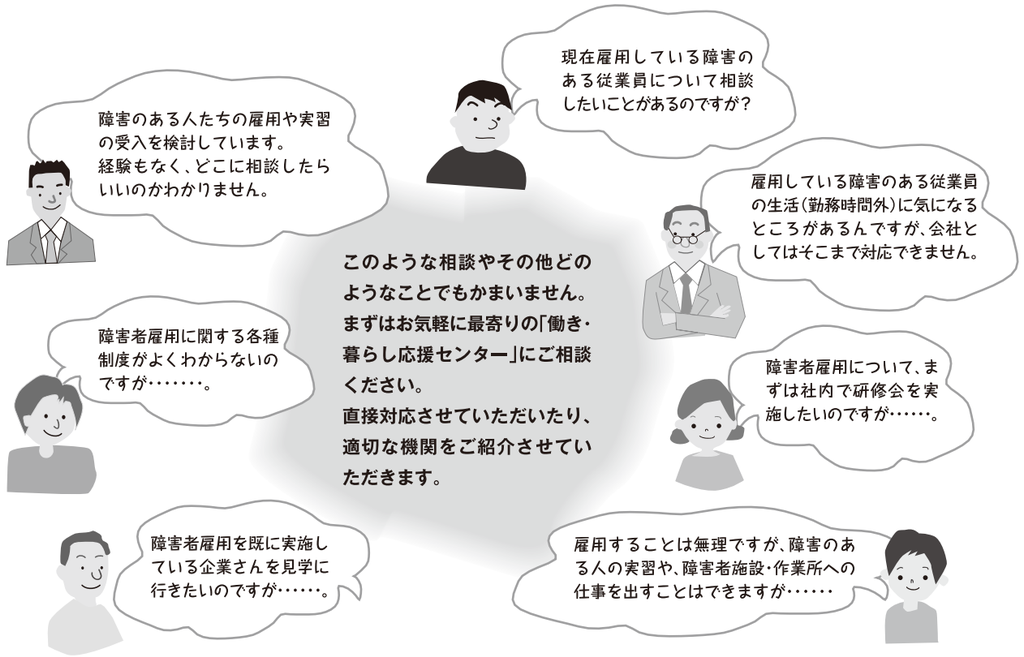

働き・暮らし応援センターの役割

すべての人がその人らしく働き・暮らせる地域づくりをめざします。

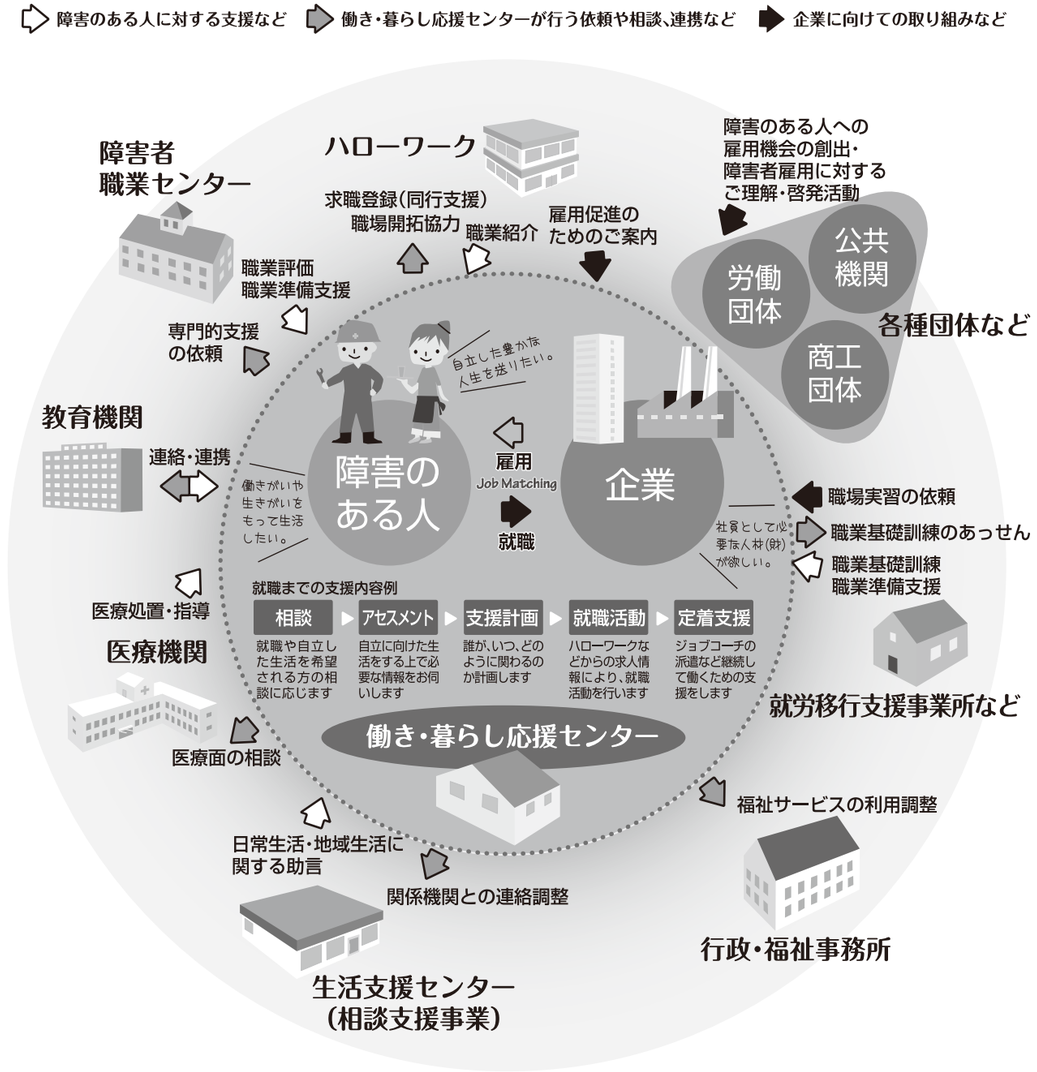

働き・暮らし応援センターの主な業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

＜就業面での支援＞
- ○就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ○就職活動の支援
- ○職場定着に向けた支援
- ○障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- ○関係機関との連絡調整

＜生活面での支援＞
- ○生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ○住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ○関係機関との連絡調整